山梨県ボランティア・ＮＰＯセンター

ボランティア・ＮＰＯボード設置運営要領

（目的）

第１条　この要領は、山梨県民に対して県内のボランティア・ＮＰＯ活動情報を広く周知・共有を図るためのボランティア・ＮＰＯボードの設置運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

（運営者）

第２条　山梨県ボランティア・ＮＰＯセンター（以下「センター」）、山梨県及びボラン

ティア・ＮＰＯボード設置者（以下「設置者」）は、協働して、ボランティア・ＮＰＯ

ボードの設置運営を行う。

２　センター及び山梨県は、運営者としてボランティア・ＮＰＯ情報を収集する。

３　センターは、設置者に適切と判断したボランティア・ＮＰＯ情報を配信する。

４　設置者は、ボランティア・ＮＰＯボードに、センターから配信又は許可されたボラン

ティア・ＮＰＯ情報の掲示及び管理を行う。

（情報の収集）【運営者】

第３条　センター及び山梨県は、次の機関を情報受付機関としてボランティア・ＮＰＯ情報の収集を行う。

（１）センター

（２）山梨県県民生活部県民生活総務課

　（３）山梨県各地域県民センター

（情報の発信）【運営者】

第４条　センターは、設置者に対して、郵送、メールなどにより、ボランティア・ＮＰＯ情報を定期的に配信する。

（設置者の条件）【設置者】

第５条　ボランティア・ＮＰＯボードを設置出来る者は、センターが認めた者とする。

（ボードの設置申請）【設置者】

第６条　ボランティア・ＮＰＯボードを設置しようとする者は、次に掲げる書類を、セン

　ターに提出しなければならない。

（１）ボランティア・ＮＰＯボード設置申請書（様式１号）

（２）申請者の団体情報概要がわかる書類

（３）ボランティア・ＮＰＯボード設置予定場所の画像

（設置の決定）【運営者】

第７条　センターは、ボランティア・ＮＰＯボードの設置申請者に対して、ボランティア・ＮＰＯボード設置申請回答書（様式２号）をもって回答するものとする。

（設置に関する費用等）【設置者】【運営者】

第８条　設置者は、ボランティア・ＮＰＯボードの設置・管理に関する費用を負担するものとする。

２　センターは、設置者に対して、必要に応じて説明用表示物を配付するものとする。

（廃止）【運営者】

第９条　次の場合、センターは、ボランティア・ＮＰＯボードの設置を廃止できるものとする。

２　設置者から廃止依頼書により、センターに廃止の申し出があった場合（様式３号）

３　センターから設置者あての確認書に対して、回答がない、または廃止を希望した場合

（様式４号－１）（様式４号－２）

４　センターが、設置者の設置場所状況が不全であると認めた場合

５　前各項に該当して廃止となった場合、センターより廃止決定通知書を送付する。

（様式５号）

（掲示情報）【設置者】

第１０条　設置者は、センターより定期的に配信されるボランティア・ＮＰＯ情報を速や

かにボランティア・ＮＰＯボードに掲示しなければならない。

２　設置者が、ボランティア・ＮＰＯボードに掲示出来る情報は、次のものとする。

（１）センターより配信されたボランティア・ＮＰＯ情報

（２）センターより認められたボランティア・ＮＰＯ情報

（掲示期間）【運営者】【設置者】

第１１条　掲示期間は、原則として１ヶ月間とする。なお、設置者が、掲示情報の迅速な

更新が行えるよう、センター及び山梨県にて収集した情報については、掲示期間をスタ

ンプ等にて明示する。

掲示スペースの関係等ですべての情報を掲示できない場合は、設置者は情報の内容を選び掲示することができる。

２　掲示期間は「ボランティア・ＮＰＯボード掲示予定表」に定めるものとする。

（掲示情報の照会）【設置者】

第１２条　設置者は、掲示物の詳細等について問い合わせを受けた場合は、掲示物の問い

合わせ先等へ案内を行うものとする。

（ボード利用者）【利用者】

第１３条　ボランティア・ＮＰＯボードを利用できる者は県内の次のものとする。

（１）ボランティア団体・グループ

（２）ＮＰＯ法人

（３）行政機関

（４）社会福祉協議会

（５）社会教育施設、社会福祉施設

（６）ボランティア・ＮＰＯ活動の支援団体・企業（社会貢献活動）

（７）公益社団法人、公益財団法人

（掲示内容）【利用者】

第１４条　ボランティア・ＮＰＯ活動に関する各種イベント、告知、募集、案内など、広

く県民の公益活動に関する情報を掲示できる内容とする。

２　掲示できない内容は、次のものとする。

（１）宗教活動や政治活動を目的とした情報（演説のお知らせも含む）

（２）営利活動を目的とした情報

（３）費用を条件とし、その目的が実費弁償を超えるとセンターが認めた場合

（４）山梨県民を対象にしていないもの

（５）誹謗中傷にあたるもの

（６）その他、センターの職員が適当でないと判断したもの

（掲示物の規格）【利用者】

第１５条　ボランティア・ＮＰＯボードの掲示物は１申込１枚とする。チラシの規格は、Ａ４サイズ、タテ使い、コピー用紙等とする。掲示方法は原則、片面のみとなる。そのため、両面印刷物も可とするが、申込時にオモテ面を指定すること。申し出がない場合は、センターで判断する。

（明記内容）【利用者】

第１６条　掲示物は、次のことを必ず明記すること。

（１）情報のタイトル

（２）実施年月日

（３）場所

（４）主催者

（５）定員

（６）参加費の有無（参加費がかかる場合は、利用目的を必ず明記）

（７）問合せ先（原則として、電話番号）

※ 氏名や問合せ先等は、不特定多数の方に知られても差し支えない範囲で掲載すること。

※ 掲載内容に関わる一切の責任は、利用者（掲示申込者）にあるものとする。

（申込方法）【利用者】

第１７条　ボランティア・ＮＰＯボードへの申込については、次のものを情報受付機関へ提出すること。

（１）ボランティア・ＮＰＯボード掲示申込書（様式６号）

（２）掲示必要枚数のチラシ

２　提出の方法は、持参または郵送のみとする。

３　チラシは、「ボランティア・ＮＰＯボード掲示予定表」に定められた受付期間に対応した掲示期間中に各掲示板設置箇所にて掲示する。

（申込取り消し期間）【利用者】

第１８条　ボランティア・ＮＰＯボードへの掲示取り消しは、受付期間中とし、その終了後の取り消しは認めない。

２　申込受付後、内容に不適切な点等があり掲示内容の性質に適さないとセンターが判断した場合は、申込者への許可なく、設置者への送付を中止することができるものとする。

（情報の著作権）【利用者】

第１９条　原則として、著作権等の権利を侵害する恐れがあるものは掲示できない。

（協議）【運営者】

第２０条　この要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの要領に定めのない事

項については、センター及び山梨県が協議の上、定めるものとする。

附　則

１　この要領は、平成１１年１０月１日から施行する。ただし、設置の登録については平成１１年８月２０日から施行し、掲示の申し込みについては平成１１年９月２０日から施行する。

２　一部を改正し、平成１５年４月１日より施行する。

３　一部を改正し、平成１７年１２月１日より施行する。

４　一部を改正し、平成２２年７月１日より施行する。

５　全部改正し、平成３０年６月１日より施行する。

６　一部を改正し、令和２年１月３１日より施行する。

７　一部を改正し、令和２年４月１日より施行する。

８　一部を改正し、令和３年４月１日より施行する。

９　一部を改正し、令和４年４月１日より施行する。